

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-171297

(P2008-171297A)

(43) 公開日 平成20年7月24日(2008.7.24)

(51) Int.Cl.

G06Q 50/00 (2006.01)

F 1

G 06 F 17/60

1 2 6 K

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号

特願2007-5377 (P2007-5377)

(22) 出願日

平成19年1月15日 (2007.1.15)

(71) 出願人 000001889

三洋電機株式会社

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

100131071

弁理士 ▲角▼谷 浩

藤本 高義

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 三

洋電機株式会社内

上田尾 正樹

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 三

洋電機株式会社内

(74) 代理人

(72) 発明者

(72) 発明者

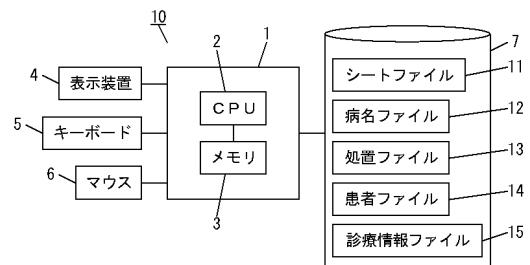
(54) 【発明の名称】診療支援装置、診療支援方法および診療支援プログラム

(57) 【要約】

【課題】 入力をできるだけ簡素化した電子カルテ装置を提供する。

【解決手段】 診療情報を入力するためのシート入力画面の設定情報を記憶するシートファイルと、処置や処方等の入力項目をシート入力画面に設定するとともに設定情報をシートファイルに記憶制御するシート設定手段と、シート入力画面において選択入力された入力項目を患者の診療情報ファイルに記憶制御する診療情報記憶制御手段により成るシート入力制御手段とを備え、前記シート入力画面は連続入力をするかしないかのいずれかの状態に設定可能であり、連続入力する状態のときデータの登録が指示された場合、シート入力画面を開いたままで、それまで選択入力された入力項目について一旦そのデータを診療情報ファイルに記憶制御し、その後、継続してシート入力画面でのデータ入力を許容するよう構成した。

【選択図】図 1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

入力手段と表示手段と記憶手段とを備え、医療機関において患者の診療情報を入力し登録する診療支援装置であって、

患者の診療情報を保持し前記記憶手段に記憶されている診療情報ファイルと、

診療情報を入力するためのシート入力画面の設定情報を保持し前記記憶手段に記憶されているシートファイルと、

入力手段により入力された使用者所望の処置や処方等の入力項目をシート入力画面に設定するとともに設定情報をシートファイルに記憶制御するシート設定手段と、

シートファイルから設定情報を読み出して前記表示手段にシート入力画面を表示する表示制御手段と、前記表示手段に表示されたシート入力画面において所望の入力項目を選択し入力するための選択入力手段と、シート入力画面において選択入力された入力項目を患者の診療情報ファイルに記憶制御する診療情報記憶制御手段により成るシート入力制御手段とを備え、

前記シート入力画面は連続入力をするかしないかのいずれかの状態に設定可能であり、

連続入力する状態のときデータの登録が指示された場合、前記シート入力制御手段は、シート入力画面を開いたままで、それまで選択入力された入力項目について一旦そのデータを診療情報ファイルに記憶制御し、その後、継続してシート入力画面でのデータ入力を許容することを特徴とする診療支援装置。

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の診療支援装置において、前記シート入力制御手段は、

前記連続入力する状態においてそれまで選択入力された入力項目についてそのデータを診療情報ファイルに記憶制御したときは、シート入力画面において当該入力項目の表示様式を外とは異なるものに変えて表示することを特徴とする診療支援装置。

**【請求項 3】**

入力手段と表示手段と記憶手段とを備え、医療機関において患者の診療情報を入力し登録する診療支援装置の診療支援方法であって、

前記入力手段により入力された使用者所望の処置や処方等の入力項目をシート入力画面に設定するとともに設定情報を前記記憶手段に記憶制御するシート設定手順と、

前記記憶手段に記憶された設定情報を読み出して前記表示手段にシート入力画面を表示する表示制御手順と、前記表示手段に表示されたシート入力画面において所望の入力項目を選択し入力する選択入力手順と、シート入力画面において選択入力された入力項目を患者の診療情報として前記記憶手段に記憶制御する手順とより成るシート入力制御手順とを含み、

前記シート入力画面は連続入力をするかしないかのいずれかの状態に設定可能であり、連続入力する状態のときデータの登録が指示された場合、前記シート入力制御手順において、シート入力画面を開いたままで、それまで選択入力された入力項目について一旦そのデータを前記記憶手段に記憶制御し、その後、継続してシート入力画面でのデータ入力を許容することを特徴とする診療支援方法。

**【請求項 4】**

請求項 3 に記載の診療支援方法であって、前記シート入力制御手順は、

前記連続入力する状態においてそれまで選択入力された入力項目についてそのデータを記憶制御したときは、シート入力画面において当該入力項目の表示様式を外とは異なるものに変えて表示することを特徴とする診療支援方法。

**【請求項 5】**

入力手段と表示手段と記憶手段とを備え、医療機関において患者の診療情報を入力し登録する診療支援装置のプログラムであって、

前記入力手段により入力された使用者所望の処置や処方等の入力項目をシート入力画面に設定するとともに設定情報を前記記憶手段に記憶制御するシート設定手順と、

前記記憶手段に記憶された設定情報を読み出して前記表示手段にシート入力画面を表示

10

20

30

40

50

する表示制御手順と、前記表示手段に表示されたシート入力画面において所望の入力項目を選択し入力する選択入力手順と、シート入力画面において選択入力された入力項目を患者の診療情報として前記記憶手段に記憶制御する手順とより成るシート入力制御手順とを含み、

前記シート入力画面は連続入力をするかしないかのいずれかの状態に設定可能であり、連続入力する状態のときデータの登録が指示された場合、前記シート入力制御手順において、シート入力画面を開いたままで、それまで選択入力された入力項目について一旦そのデータを前記記憶手段に記憶制御し、その後、継続してシート入力画面でのデータ入力を許容することを特徴とする診療支援プログラム。

#### 【請求項 6】

10

請求項 5 に記載の診療支援プログラムであって、前記シート入力制御手順は、

前記連続入力する状態においてこれまで選択入力された入力項目についてそのデータを記憶制御したときは、シート入力画面において当該入力項目の表示様式を外とは異なるものに変えて表示することを特徴とする診療支援プログラム。

#### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### 【0001】

本発明は、患者の診療に関する情報を記録する診療支援装置あるいは電子カルテ装置に係り、特にその診療データの入力方法に関する。

#### 【背景技術】

20

#### 【0002】

医療機関において、患者に対する治療内容等を記録する診療支援装置いわゆる電子カルテ装置が普及しつつある。この診療支援装置では、医師が患者を診療した際に診立てた患者の傷病名や、患者に実施した処置、処方、検査等の治療内容を表す診療データ、さらに患者の主訴や医師の所見、経過等のデータも記録される。そのために従来の診療支援装置では、傷病名を入力するための病名入力業務と、処置、処方等を入力するための処方等入力業務、及び主訴、所見、経過データを入力するための経過等入力業務が通常用意されている。そして、それぞれの業務は病名入力画面、処方入力画面、経過等入力画面を個別に持ち、それぞれの業務に切り換えて、即ちそれぞれの画面に切り換えてデータを入力するようになっている。例えば、特許文献 1 には、先ず病名入力画面を表示し、そこで病名が選択されると処置入力画面に切り換わる歯科診療支援装置が記載されている。

30

#### 【特許文献 1】特開 2000-36004

#### 【発明の開示】

#### 【発明が解決しようとする課題】

#### 【0003】

従来の病名入力画面の一例を図 15 に示す。ここでは、登録した診療データを紙のカルテの様に表示するカルテ 2 号紙画面の上に、病名入力画面を重ねて表示している。医師がここで「うつ病」と入力したい場合は、病名入力画面の左上の「あ行」をクリックし、リスト表示された「あ行」の病名の中から所望の「うつ病」をクリックすることで選択し、下側の現病歴欄に表示させる。ここには現在治療している傷病名が表示される。開始日や転帰、保険の情報等は装置が自動的に表示する。そして、右下のOKボタンを指示することで病名のデータがデータベースに登録されるものである。

40

#### 【0004】

国内で使われる傷病名の数は数百に上るので、従来は何らかの分類に従って先ず病名をリスト表示させ、その中から所望の病名を選択・指示して登録するようになっていた。もちろん、その表示したリストに含まれる病名の数が多い場合には、更にリストをスクロール表示されることも必要であった。また、処方や検査を入力する場合も同様に、名称その他の分類を指定して先ずリスト表示させ、その中から所望のものを選択する手順であった。さらに、処方に係る薬剤の選択等では、分類が 2 階層、3 階層に及ぶものもあったのでさらに面倒であった。

50

**【0005】**

ところで、患者の病名は診療科によって偏りがあることが分っている。科によっても違うが、その診療科で診る病名のうち件数の多いものから幾つか選ぶと、それらの病名で来院患者の大半がカバーできことが多い。また、それに伴って検査や処方等も同じような項目を実施することが多い。しかし、従来は、上述したように、例えば病名の入力に際して、どの患者に対しても病名入力業務を起動し、病名入力画面を表示させて分類の指定とリストの表示そして病名の選択指示の手順を踏む必要があった。処方や検査等も同様の手順であった。これは、忙しい診療現場において電子カルテを操作する医師の負担となっていた。そこで、本願は、入力をできるだけ簡素化した電子カルテ装置を提供すること目的とする。

10

**【課題を解決するための手段】****【0006】**

本発明は、入力手段と表示手段と記憶手段とを備え、医療機関において患者の診療情報を入力し登録する診療支援装置であって、患者の診療情報を保持し前記記憶手段に記憶されている診療情報ファイルと、診療情報を入力するためのシート入力画面の設定情報を保持し前記記憶手段に記憶されているシートファイルと、入力手段により入力された使用者所望の処置や処方等の入力項目をシート入力画面に設定するとともに設定情報をシートファイルに記憶制御するシート設定手段と、シートファイルから設定情報を読み出して前記表示手段にシート入力画面を表示する表示制御手段と、前記表示手段に表示されたシート入力画面において所望の入力項目を選択し入力するための選択入力手段と、シート入力画面において選択入力された入力項目を患者の診療情報ファイルに記憶制御する診療情報記憶制御手段とより成るシート入力制御手段とを備え、前記シート入力画面は連続入力をするかしないかのいずれかの状態に設定可能であり、連続入力する状態のときデータの登録が指示された場合、前記シート入力制御手段は、シート入力画面を開いたままで、それまで選択入力された入力項目について一旦そのデータを診療情報ファイルに記憶制御し、その後、継続してシート入力画面でのデータ入力を許容することで、上記課題を解決するものである。

20

**【発明の効果】****【0007】**

本発明の診療支援装置によれば、シートに設定されている入力項目のうち当該患者について必要なものを画面上でチェックするだけで、診療データを入力できるようになる。その際、シート入力画面を連続入力状態に設定しておけば、入力途中で登録を指示した場合でも、シート入力画面を開いたままでそれまでインプットしたデータを登録するので、入力の節目節目にデータを確実に登録しながら続けて診療情報の入力ができるようになり、使用者の様々な入力の仕方に対応できるものである。また、連続入力状態で途中登録した入力項目は文字が斜体に変更して表示されるなどその表示態様が変わるので、それまで入力し登録した項目が使用者に容易に認識されるため、重複入力や入力漏れを防ぐことができる。

30

**【発明を実施するための最良の形態】****【0008】**

本発明の実施の形態における診療支援装置10のブロック構成を図1に示す。図において4はLCD等で構成した情報表示手段としての表示装置、5はデータ入力手段としてのキーボード、6はマウス等のポインティングデバイス、1はCPU2とメモリ3とを備えた制御装置、7はハードディスク装置等の記憶手段で構成したファイル装置である。このファイル装置7には、シートファイル11と、病名ファイル12と、処置ファイル13と、患者ファイル14と、診療情報ファイル15とを記憶している。制御装置1は、キーボード5やポインティングデバイス6からの入力を受け付ける機能、表示装置4の表示を制御する機能、装置10全体を制御する機能を有する。キーボード5とポインティングデバイス6は以下の説明において選択手段又は選択入力手段として機能する。診療支援装置10はパーソナルコンピュータ等の一般的なコンピュータを基本ハードウェアとすることもで

40

50

きる。そして、本装置に特有の機能を奏するプログラムを予めROMあるいはファイル装置にインストールしておいてもよいし、CD-ROM等の記憶媒体に格納して供給してもよいし、あるいはネットワークを介してダウンロード可能に置いててもよい。制御装置1が同プログラムを導入して実行することで本装置に特有の機能を発揮する。

#### 【0009】

患者ファイル14には、患者の氏名や住所、保険に関する情報等の患者固有の情報を記憶している。診療情報ファイル15には、患者に実施した処置や処方、検査さらに患者の病名等の診療に係る情報を患者別に記憶している。病名ファイル12には、この医療機関で使う可能性がある全傷病名をその固有の病名コードと共に予め登録している。処置ファイル13には、カルテに記録する項目である処置や検査等の診療行為、薬剤や処方、そして、主訴、所見、バイタル等の項目を、それぞれの名称と固有コードとともに予め登録している。シートファイル11には、診療内容の入力を定型化したシートの情報を記憶している。

10

#### 【0010】

ここで、本願に特有のシート入力及びシートについて説明する。図5はシート入力を指示してシート入力画面100を表示した状態を示している。背景にある画面200がこの患者を呼び出したときの基本画面であり、この基本画面200に重ねてシート入力画面100を表示している。基本画面200の右端にシート入力を指示するボタン201があるので、使用者はこのボタン201をポインティングデバイス6で指示即ちクリックすることでシート入力画面100を表示させる。ボタン201の上には病名入力のボタン、処方入力のボタン、経過入力のボタンがあり、それぞれ従来の病名入力画面、処方入力画面、経過等入力画面を呼び出すボタンである。

20

#### 【0011】

シート入力画面100として表示されるのが1枚のシートであり、シートの構成を模式的に示したものが図4である。本実施形態では使用者が自由にシートを設計して登録することができる。シートは一番上のヘッダ部と、複数の列（列1、列2、…）で構成した選択入力部と、一番下のフッタ部とで構成される。ヘッダ部には医師名、診療科名、保険の情報等が表示される。フッタ部にはデータの登録を指示するためのボタン類と、登録されているシートを選択するプルダウンメニュー及びタブがある。

30

#### 【0012】

選択入力部には8個まで列を設定でき、それぞれの列は40行分の設定欄を有する。この設定欄に使用者が自由に入力項目を設定できる。このとき制御部1はシート設定手段として機能する。図3及び図6乃至8は、入力項目を追加設定する様子を示している。図6は元のシート入力画面100であり、現在開いているシートの名称、ここでは「経過等入力」がシート選択メニュー101に表示されている。ここでシートの変更を指示し（図3、ステップS21）、シート変更画面110を表示（同S22）させたのが図7である。シート変更画面110は元のシート入力画面100のコピーであり、ここで入力項目を追加又は削除して最終的にOKした（同S33；はい）ものが元のシート入力画面100に反映されるものである。図7ではシート変更画面110において経過等項目を追加設定するために、左下の経過ボタン113を指示して（同S23）経過等入力ツール120を表示させ、「体温」を選択指示している（同S24）。その結果、シート変更画面110には体温の入力項目116、即ち先頭のチェックボックスと名称「体温」と単位「」とが初期のシート変更画面110に追加する形で表示されている。

40

#### 【0013】

さらに、経過等入力ツール120を閉じて次に処方ボタン114を指示し（同S25）、処方等入力ツール130を表示させたのが図8である。ここでは処方等入力ツール130のアーテン錠（2mg）が指示されて（同S26）、シート変更画面110にアーテン錠の入力項目117のチェックボックスとその名称とが追加して表示されている様子が分る。そして、この変更の登録を指示すると（S33；はい）、制御部1は設定内容をシートファイル11に登録するとともに、元のシート入力画面100に体温とアーテン錠の入

50

力項目を追加して表示する(同S36)。また、病名ボタン115を指示して病名入力ツール(図示せず)を表示させ、病名に係る入力項目を設定することもできる。尚、入力項目は「名称」と、「入力」・「数値」・「単位」のいずれか又は全部との組み合わせとして設定される。「入力」とはその入力項目のデータであり、医師がキーボード5等から入力する具体的な数値やコメント文である。

#### 【0014】

シート入力は、そのシートに設定されている入力項目のうち当該患者について必要なものを、ポインティングデバイスを使って画面上でチェックするだけで、診療データを入力できるようにしたものである。従って、使う可能性が高い入力項目を予めシートに設定し登録しておけばよい。例えば、その診療科でよく見られる幾つかの傷病名や、その診療科でよく処方する薬剤及び処方、また、患者の主訴や医師の所見、体温、血圧等のバイタル項目等である。これらは病名関係、処方関係そして経過等関係として列を分けてシートに設定してもよいし、同じ列内に混在させてもよい。本実施形態ではどのようにシート内に配置するかは使用者が自由に決めてよい。そして、シート毎に異なる設定とし、それぞれに名称を付けて複数のシートを登録することができる。尚、シートの切り替えはシート選択メニュー101で所望のシート名称を選ぶことにより行う。

#### 【0015】

また、シートにはラベルを設定することができる。ラベルとはその列内の入力項目をグループ分けするために使用するものである。シート変更画面110でラベルボタン111を指示し、入力項目と同様の操作でラベルを設定することができ、自由な名称を付けることができる。ラベルは視覚的に分り易いようにシート入力画面100においてアンダーライン付きで表示される。ラベルはまた処方を分ける機能も持つ。例えば、処方1、処方2というラベルを同じ列内に設定し、それぞれのラベルの下に1つ以上の薬剤の入力項目を設定しておけばよい。

#### 【0016】

また、シート入力画面100を表示する際の大きさと、その画面内に表示する列数とをシート毎に設定することができる。制御部1は所定の操作に応じて図9に示すようなシート名称やサイズを指定するための設定画面140を表示する。シート入力画面100の大きさはフルサイズとハーフサイズ(左)、及びハーフサイズ(右)の3種類が設定できる。フルサイズは最大の大きさであり、図10がその表示例である。ハーフサイズ(左)はフルサイズの左半分の大きさであり、シート入力画面100の右側で背景となっている基本画面200の入力内容が見られるようにしたものである。図11はその表示例である。例えば、基本画面200がカルテ2号紙画面の場合は、右側の処方等情報220が常に見えるので、シート入力画面100で入力した処方等のデータが、即座にカルテ2号紙画面に反映され表示されるのが確認できるようになる。他方、ハーフサイズ(右)はその逆であり、その表示例を図12に示す。

#### 【0017】

シート入力画面100に一度に表示する列数は1から8までの間で設定できる。これもシート単位に設定できる。例えば2列に設定した場合は、画面の大きさがフルサイズでも2列表示であるし、ハーフサイズでも2列表示である。そして、そのシートが3列目以降にも入力項目を有する場合は、選択入力部の下端にスクロールバーが表示されるので、左右にスクロールさせて表示させることができる。

#### 【0018】

また、シート入力画面100に複数のタブを設定することができる。その様子を図13及び図14に示す。図13にあるように使用者がシート変更画面110を先ず表示し、そのフッタ部で右クリックし、プルダウンメニュー118によりタブ追加を指示すると(ステップS31;はい)、制御部1は図14に示すタブ名入力画面160を表示する。そこで使用者は適当なタブ名称を入力して設定完了を指示する。これに応じて制御部1は設定内容を反映してシート変更画面110を再表示する。図示の例では経過5のタブが追加されることになる。本実施形態ではタブの数に特に制限は無い。そして、それぞれのタブが

10

20

30

40

50

最大 8 つの列を持つことができる。例えば、5 個のタブを持つシートでは、タブを切り換えることで最大 40 列の選択入力部を使うことが可能である。このタブもシート毎に設定できるものである。

#### 【0019】

そして、上述したような入力項目やシート入力画面 100 の大きさ（サイズ）、列数、タブ等の設定内容が、シート名称のデータとともに、制御部 1 によってシート単位にシートファイル 11 に記録される（同 S34）。このとき制御部 1 はシート設定手段として機能する。

#### 【0020】

次に、このように設定し登録したシートを使って患者の診療データを入力する手順を、図 2 のフローチャートを参照して説明する。

#### 【0021】

主に医師である使用者は、診療開始にあたってその患者の患者番号等をキーボード 5 から入力し、患者のデータを呼び出して画面に表示させる（ステップ S1）。次に、既に登録してある患者の診療データを表示させたい場合は、画面右の 2 号紙ボタンを指示する。これにより紙のカルテと同様の様式で過去の診療データを制御部 1 が表示する（同 S2）。従来のように経過等のデータ又は処方のデータあるいは病名を個別に入力したい場合は、それぞれ画面右の経過入力ボタン（同 S4）、処方入力ボタン（同 S6）、病名入力ボタン（同 S8）を指示すればよい。これに応じて制御部 1 が個別専用の入力画面である経過等入力画面（同 S5）又は処方等入力画面（同 S7）あるいは病名入力画面（同 S9）を表示する。

#### 【0022】

一方、本実施形態に特有のシート入力ボタンを指示すると（同 S10；はい）、制御部 1 はこれに応じて、シートファイル 11 に登録されているシートのうち最近使用したシートのデータを読み出し（同 S12）、シート入力画面 100 として表示する（同 S13）。このとき制御部 1 はシート表示制御手段として機能する。図 5 にその表示例を示す。

#### 【0023】

そこで、使用者は必要な入力項目をチェックし、それぞれのデータを入力欄にインプットする（同 S14）。例えば、図 5 の画面において左上の「主訴」をチェックし、患者の訴えである「昨日から咽頭痛あり」をキーボード 5 から入力する。また、その右の「体温」をチェックし、実測値の「38.6」をインプットする。このように必要な項目を入力したら、使用者は画面右下のOKボタンを指示する。これに応じて制御部 1 は、シート入力画面 100 上で選択されたデータを基本画面 200 のカルテ 2 号紙画面に反映させて表示するとともに、データを診療情報ファイル 15 に登録する診療情報記憶制御手段として機能する。そして、シート入力画面 100 を閉じる。このようにシート入力画面 100 を使うことで、患者の主訴や医師の所見、体温や血圧等のバイタル、薬剤や処方さらに病名のデータを 1 つの画面で入力できるものである。

#### 【0024】

また、シートにラベルが設定されているとき、そのラベルが処方データのラベルとして設定されている場合、制御部 1 は、次のラベルまでの処方データをまとめて 1 つの処方として登録する。これにより、1 つのシートに 2 つ以上の処方をラベルで分けて設定しておけば、1 度の入力で複数の処方を登録できるものである。従来のように、処方入力画面を表示させて 1 つ目の処方データを入力し登録する処理、次の処方データを入力して登録する処理といった、処理の繰り返しをしなくてもよい。

#### 【0025】

シート入力画面 100 で OK ボタンを指示して基本画面 200 に戻り、カルテ 2 号紙画面を表示すると、左側に経過等情報 210、右側に処方等情報 220 が見易く整理されて表示されるので、今回入力した内容を確認することができる。ここで入力漏れを見つけたときは、再びシート入力ボタンを指示してシート入力画面 100 を表示させればよい。

#### 【0026】

10

20

30

40

50

ところで、本実施形態においては、シート入力画面100を閉じないで入力途中のデータをカルテ2号紙画面に反映させることもできるようになっている。それにはシート入力画面100においてOKボタンの左の「連続」を使用者が予め指示してチェックマークを表示し、連続入力状態を指示しておくのである。ここにチェックが入っていると制御部1は、OKボタンが指示された時点でインプットされている入力項目を基本画面200のカルテ2号紙画面に反映させて表示するとともに、データを診療情報ファイル15に登録するのである。但し、このときシート入力画面100は閉じないでおく。これにより使用者は開いているシート入力画面100において継続して入力ができる。

#### 【0027】

そして、制御部1は、OKボタンが指示されたときカルテ2号紙画面に反映させ、診療情報ファイル15に登録した入力項目は、それが分るようにシート入力画面100において文字を斜体に変えて表示し直すようにしている。これにより、既に登録済の項目がどれであるかが使用者に分るようにして、重複入力や入力漏れを防止するのである。これは例えば、シート入力画面100を左右にスクロールさせて、あるいはタブを切り換えてデータを入力する場合において、スクロール前またはタブ切り換え前に一旦それまでの入力データを登録しておくような仕方に対応するためである。尚、文字を斜体にする代わりに文字の色を変えたり、太字にしたり、地の色を変えるなど使用者が分りやすい表示様であれば何でもよい。

10

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0028】

20

【図1】実施形態の診療支援装置の構成を示すブロック図である。

【図2】実施形態の動作を示すフローチャートである。

【図3】実施形態の動作を示すフローチャートである。

【図4】実施形態のシート入力画面の構成を示す図である。

【図5】実施形態のシート入力画面の表示例を示す図である。

【図6】実施形態のシート入力画面の表示例を示す図である。

【図7】実施形態のシート変更画面の表示例を示す図である。

【図8】実施形態のシート変更画面の表示例を示す図である。

【図9】実施形態のシートサイズを指定するための設定画面の表示例を示す図である。

30

【図10】実施形態のシート入力画面の表示例を示す図である。

【図11】実施形態のシート入力画面の表示例を示す図である。

【図12】実施形態のシート入力画面の表示例を示す図である。

【図13】実施形態のシート変更画面の表示例を示す図である。

【図14】実施形態のタブ名入力画面の表示例を示す図である。

【図15】従来の病名入力画面の表示例を示す図である。

#### 【符号の説明】

#### 【0029】

40

1 制御装置

2 CPU

3 メモリ

4 表示装置

5 キーボード

6 マウス

7 ファイル装置

11 シートファイル

12 病名ファイル

13 処置ファイル

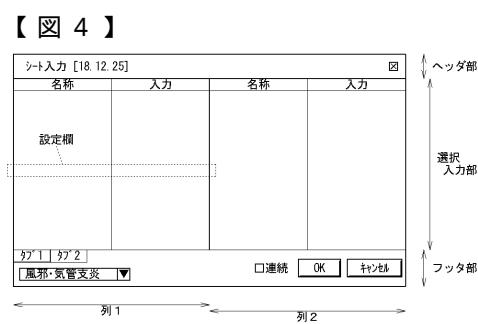
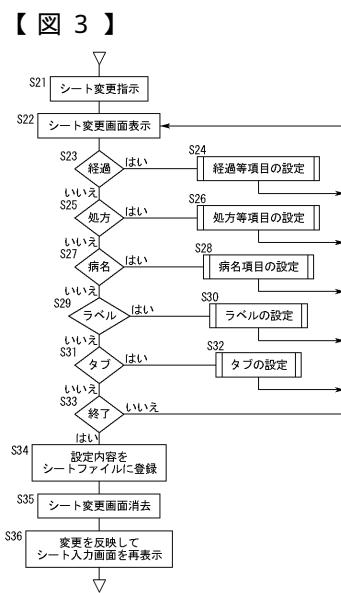
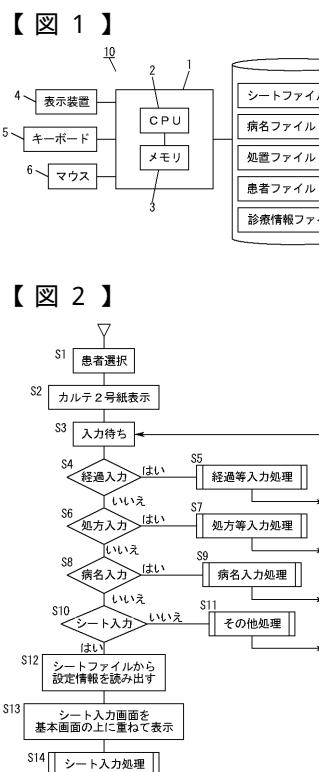
14 患者ファイル

15 診療情報ファイル

100 シート入力画面

50

## 110 シート変更画面



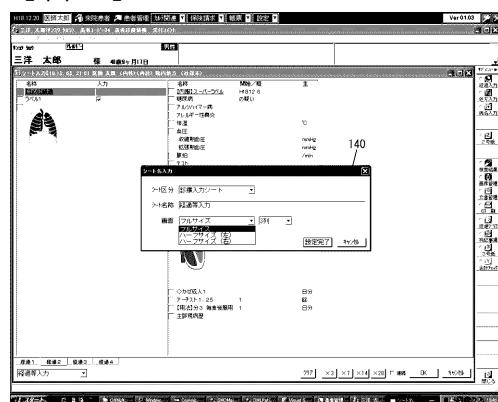
【図5】



【図6】



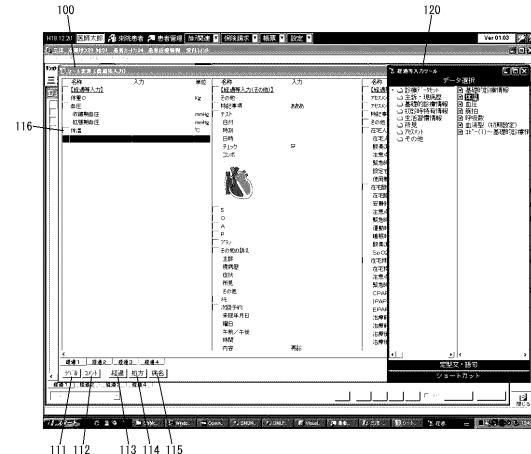
【図9】



【図10】



【図7】



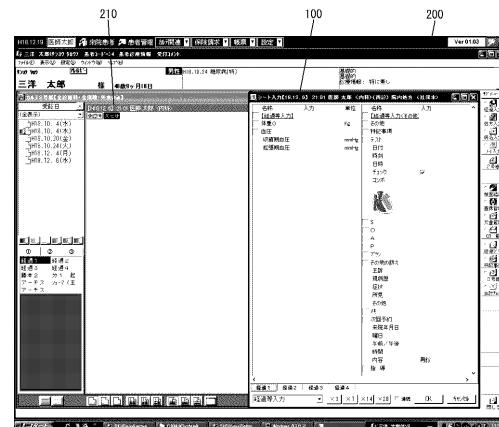
【図8】



【図11】



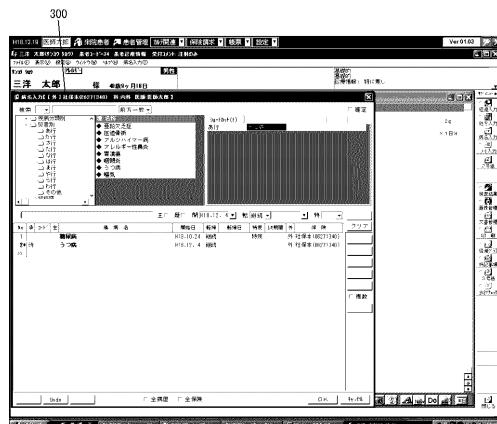
【図12】



【図13】



【図15】



【図14】

